

里親委託ガイドライン案概要(未定稿)

1. 里親委託の意義

- 何らかの事情により家庭での養育が困難となった子ども等に、家庭環境の下で養育を提供する里親制度は、子どもの健全な育成を図る有意義な制度である。
- 社会的養護を必要とする子どもは、様々な課題を抱えており、多様な子どもに対応できる里親を開拓し、社会的養護の担い手としての里親の集団を形成する必要がある。

2. 里親委託優先の原則

- 家族を基本とした家庭は、子どもの成長、福祉及び保護にとって自然な環境である。里親家庭に委託することにより、
 - ①特定の大人との愛着関係の下で養育されることにより、安心感、自己肯定感、基本的信頼感を育むことができる、
 - ②家庭生活を体験し、将来、家庭生活を築く上でのモデルとすることができる、
 - ③家庭生活での人間関係を学び、地域社会での社会性を養い、生活技術を獲得できる、などが期待でき、社会的養護では、里親委託を優先して検討すべきである。
- もっとも、里親の数の確保が不十分であり、様々な課題を抱える子どもに対応できる里親も少ない現状から、施設養護の役割も大きく、その質の充実に努める必要がある。

3. 里親委託する子ども

- 里親委託する子どもは、保護者の養育の可能性の有無や、新生児から高年齢児まで子どもの年齢にかかわらず、また、施設入所が長期化している子どもや、短期委託が必要な子どもなど、すべての子どもが検討の対象とされるべきである。
- 障害等や非行の問題など個別的な支援を必要とする子どもも、適切に養育できる専門里親等が確保できる場合には検討する。
- 施設での専門的なケアが望ましい場合、保護者や子どもが明確に里親委託を反対している場合、対応の難しい保護者の場合、里親と子どもが不調となり施設ケアが必要な場合などは、当面は施設措置を検討する。

4. 保護者の理解

- 里親や施設の選択は、児童相談所が子どもの利益となるよう行うが、保護者へは十分説明し理解を得るよう努める。
- 里親委託へ不安を抱く保護者へは、養育里親と養子縁組希望里親との区別を説明し、養育里親による家庭的環境が子どもの成長を促すこと、社会的養護は里親委託が原則であること、保護者と子どもとの面会等は原則可能であること等を説明し、理解を得る。
- 家庭裁判所の承認を得て行う児童福祉法第28条措置を除き、親権者の意に反して措置を行うことはできないが、意向が確認できない場合は、可能である。

5. 里親への委託

- 里親に子どもを委託する場合は、子どもや保護者のアセスメントを行い、里親の特性や力量を考慮し、子どもに最も適合した里親の選定を行う。里親への打診と説明、子どもと里親との面会交流を行い。調整期間は、できるだけ長期にならないよう努める。
- 養育里親については、長期の里親委託、短期の里親委託を活用する。
- 専門里親については、虐待等で深く傷ついている子ども、障害のある子どもや非行傾向のある子どもについては、アセスメントを丁寧に行い、慎重に委託を検討する。
- 養子縁組希望里親については、児童に温かい家庭を与え、児童の養育に法的安定性を与えるものであり、適正な養子縁組を結べるよう制度を活用する。
- 親族里親については、保護者の死亡や行方不明、拘禁に加えて、入院や疾患により養育できない場合も対象に含まれ、親族に養育を委ねた場合に、その親族が経済的に生活が困窮するなど結果として施設措置を余儀なくされる場合には、親族里親の制度を利用し、一般生活費等を支給して、親族により養育できるようにする。
- 特別養子縁組を前提とした新生児の里親委託については、望まない妊娠による出産で養育できない、養育しないという保護者の意向が明確な場合には、妊娠中からの相談や、出産直後の相談に応じ、里親委託までの切れ目のない支援を検討する。
- 18歳以降、20歳に達するまでの措置延長については、子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に活用する。
- 里親と子どもの不調については、不調になる兆しをできるだけ早く把握し、里親支援機関等と協力し、家庭訪問、レスパイト、相互交流など、里親家庭の支援を行う。やむを得ない場合は、委託解除を検討するが、委託解除を行う場合は、子どもと里親の双方のケアを丁寧に行う。

6. 里親の認定・登録

- 里親には、児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する深い愛情を有していることなどが求められる。
- 養育里親、専門里親については、養育可能な年齢であるかどうかを判断し、年齢の上限については柔軟な対応をする。養子縁組を前提とする里親は、子どもが20歳に達した時に、里親の年齢が概ね65歳以下であることが望ましい。

7. 里親への支援

- 里親委託を推進するためには、里親の居住する市区町村や里親支援機関、児童家庭支援センター等と連携し、里親の資質向上を図る研修や、里親が孤立することのないよう、里親支援を行う。
- 里親委託後は定期的な家庭訪問を行い、里親や子どもの状況を把握する。また、里親の相互交流や、地域の子育て情報の提供、里親の一時的な休息のための支援（レスパイト）、相談など、里親支援を行う。

8. 子どもの権利擁護

○里親は子どもの最善の利益を実現する社会的養護の担い手であり、子どもの権利擁護を実践する。里親に委託された子どもには、「子どもの権利ノート」を配布し、これからの生活が安全で安心できるものであること、子どもが自分の意見を述べることができ、大人と一緒に考えることができることなどを伝える。里親に対しては、被措置児童等虐待対応ガイドラインについて、研修等で周知する。

9. 里親制度の普及と支援の充実

○市区町村や里親会と連携し、広報や、里親の体験発表会等を行い、里親制度の普及に努め、新たな里親を開拓する。

○児童相談所に里親委託を推進する担当者を配置し、体制の整備や充実を図る。里親支援機関を、里親会や、児童家庭支援センター、施設、NPO法人等へ委託し、広く連携する。児童養護施設等は、施設機能を地域に分散させ、里親支援など、地域での社会的養護を支える役割を充実していく。

社会的養護の現状について

1. 社会的養護の現状

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万7千人。このうち、児童養護施設は約3万人。

| 里親 | 家庭における養育を里親に委託 | | 登録里親数 | 委託里親数 | 委託児童数 | ファミリーホーム | 養育者の住居において家庭的養護を行う(定員5~6名) | |
|----|-------------------|--------------------------------|--------|--------|--------|----------|----------------------------|------|
| | 区分 (里親は重複登録有り) | 養育里親 専門里親 養子希望里親 親族里親 | | | | | ホーム数 | |
| | | | 7,185人 | 2,837人 | 3,836人 | | 49か所 | |
| | | 養育里親 | 5,842人 | 2,298人 | 3,028人 | | | |
| | | 専門里親 | 548人 | 133人 | 140人 | | | |
| | | 養子希望里親 | 1,428人 | 176人 | 159人 | | | |
| | | 親族里親 | 342人 | 341人 | 509人 | | | |
| | | | | | | | 委託児童数 | 219人 |

| 施設 | 乳児院 | 児童養護施設 | 情緒障害児短期治療施設 | 児童自立支援施設 | 母子生活支援施設 | 自立援助ホーム |
|------|--------------------|--|---------------|--|--------------------------------------|---------------------------------|
| 対象児童 | 乳児(特に必要な場合は、幼児を含む) | 保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童(特に必要な場合は、乳児を含む) | 軽度の情緒障害を有する児童 | 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童 | 配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童 | 義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等 |
| 施設数 | 124か所 | 575か所 | 33か所 | 58か所 | 272か所 | 59か所 |
| 定員 | 3,794人 | 34,569人 | 1,539人 | 4,043人 | 5,430世帯 | 399人 |
| 現員 | 2,968人 | 30,594人 | 1,111人 | 1,545人 | 4,002世帯 児童5,897人 | 283人 |
| 職員総数 | 3,861人 | 14,892人 | 831人 | 1,894人 | 1,995人 | 256人 |

| | |
|-------------|-------|
| 小規模グループケア | 458カ所 |
| 地域小規模児童養護施設 | 190カ所 |

資料:福祉行政報告例(平成22年3月末現在)

※職員数は、社会福祉施設等調査報告(平成20年10月1日現在)

※児童自立支援施設は、国立2施設を含む(家庭福祉課調)

※自立援助ホームは、家庭福祉課調(施設数は平成22年3月末現在、その他は同年3月1日現在)

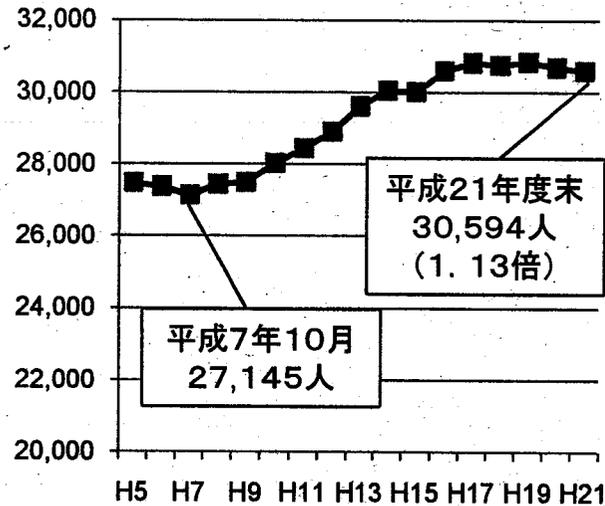
※小規模グループケア、地域小規模児童養護施設は家庭福祉課調(平成22年3月末現在)

2. 要保護児童数の増加

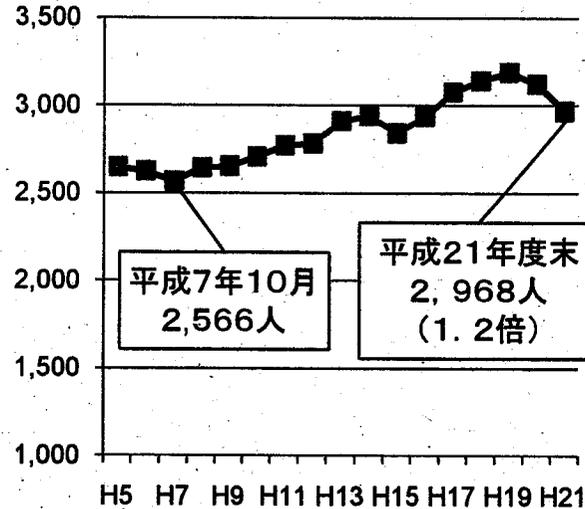
要保護児童数の増加に伴い、ここ十数年で、児童養護施設の入所児童数は1.13倍、乳児院が1.2倍に増加。一方、里親委託児童は、1.8倍に増加。

(注)児童養護施設・乳児院については社会福祉施設等調査(各年度10月1日現在)による。ただし、平成21年度のみ福祉行政報告例(平成22年3月末日現在)
里親については福祉行政報告例(各年度3月末日現在)

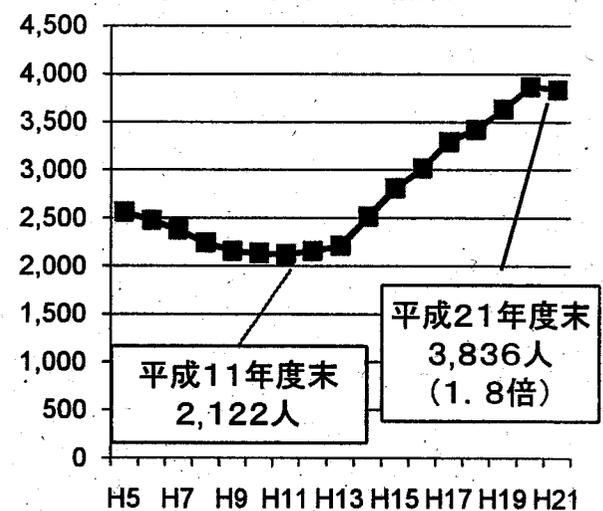
○児童養護施設の入所児童数



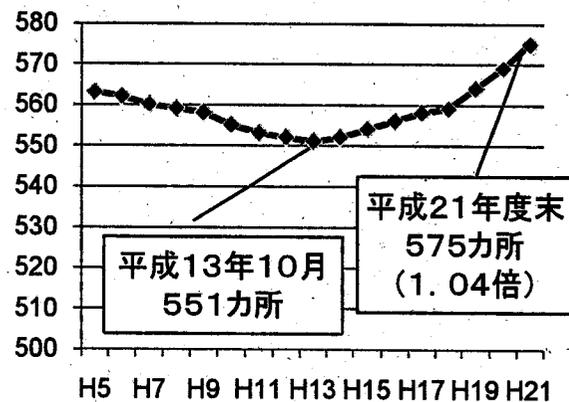
○乳児院の入所児童数



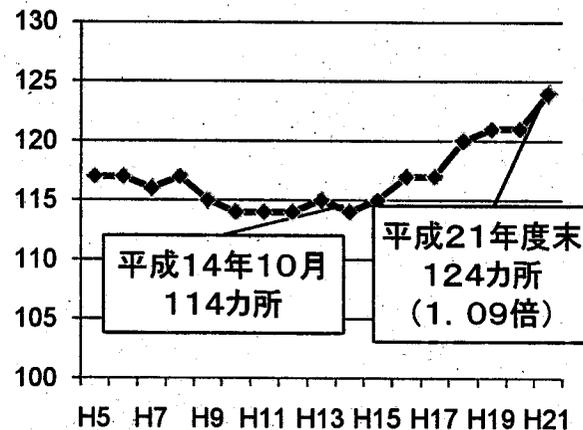
○里親への委託児童数



○児童養護施設の設置数



○乳児院の設置数



(参考) 児童養護施設の児童の年齢、在所期間、措置理由

① 児童養護施設の児童の年齢

| | 在籍児の年齢 | 入所時の年齢 |
|------|---------------|---------------|
| 0歳 | 6 (0.0%) | 59 (0.2%) |
| 1歳 | 34 (0.1%) | 968 (3.1%) |
| 2歳 | 454 (1.4%) | 6,763 (21.4%) |
| 3歳 | 1,120 (3.5%) | 3,949 (12.5%) |
| 4歳 | 1,520 (4.8%) | 2,819 (8.9%) |
| 5歳 | 1,711 (5.4%) | 2,442 (7.7%) |
| 6歳 | 1,858 (5.9%) | 2,432 (7.7%) |
| 7歳 | 1,860 (5.9%) | 1,977 (6.3%) |
| 8歳 | 1,973 (6.2%) | 1,881 (6.0%) |
| 9歳 | 2,095 (6.6%) | 1,657 (5.2%) |
| 10歳 | 2,300 (7.3%) | 1,511 (4.8%) |
| 11歳 | 2,389 (7.6%) | 1,259 (4.0%) |
| 12歳 | 2,486 (7.9%) | 1,154 (3.7%) |
| 13歳 | 2,466 (7.8%) | 1,053 (3.3%) |
| 14歳 | 2,349 (7.4%) | 864 (2.7%) |
| 15歳 | 2,356 (7.5%) | 505 (1.6%) |
| 16歳 | 1,745 (5.5%) | 163 (0.5%) |
| 17歳 | 1,581 (5.0%) | 43 (0.1%) |
| 18歳～ | 1,256 (4.0%) | 9 (0.0%) |
| 総数 | 31,593 (100%) | 31,593 (100%) |
| 平均 | 10.6歳 | 5.9歳 |

(注) 総数には期間不詳も含む。

② 在籍児童の在所期間

| | 在籍児童数 |
|-------------|---------------|
| 1年未満 | 5,410 (17.1%) |
| 1年以上-2年未満 | 4,416 (14.0%) |
| 2年以上-3年未満 | 3,621 (11.5%) |
| 3年以上-4年未満 | 3,182 (10.1%) |
| 4年以上-5年未満 | 2,582 (8.2%) |
| 5年以上-6年未満 | 2,255 (7.1%) |
| 6年以上-7年未満 | 2,160 (6.8%) |
| 7年以上-8年未満 | 1,783 (5.6%) |
| 8年以上-9年未満 | 1,475 (4.7%) |
| 9年以上-10年未満 | 1,163 (3.7%) |
| 10年以上-11年未満 | 959 (3.0%) |
| 11年以上-12年未満 | 843 (2.7%) |
| 12年以上 | 1,653 (5.2%) |
| 総数 | 31,593 (100%) |
| 平均期間 | 4.6年 |

(注) 総数には期間不詳も含む。

③ 児童の措置理由

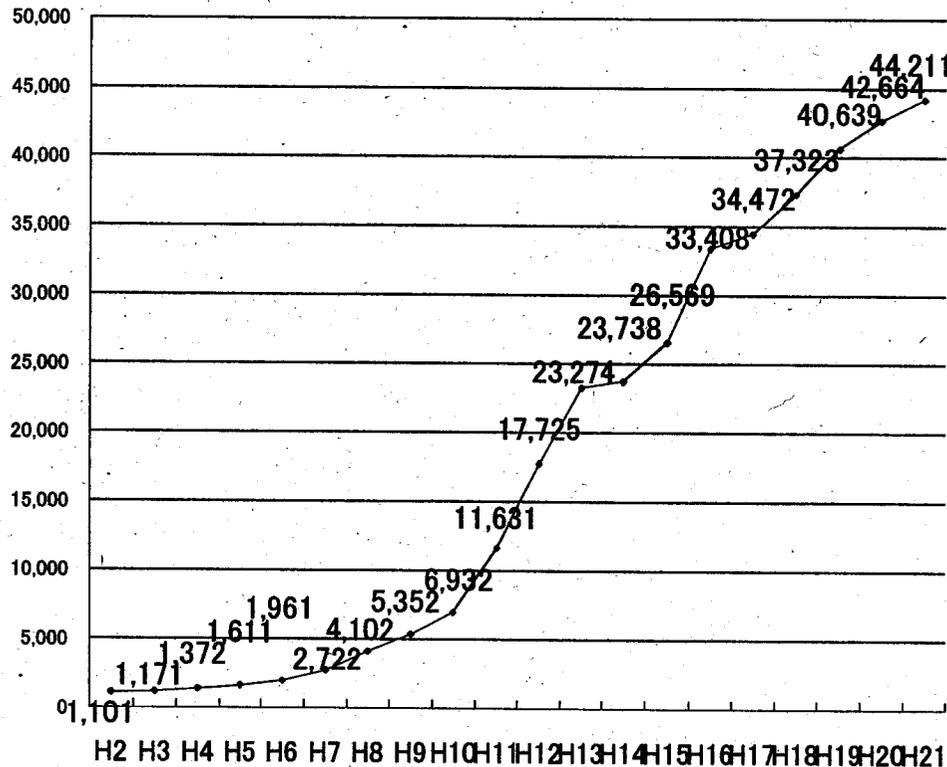
| | |
|------------------|-----------------|
| 父の死亡 | 195 (0.6%) |
| 母の死亡 | 580 (1.8%) |
| 父の行方不明 | 328 (1.0%) |
| 母の行方不明 | 1869 (5.9%) |
| 父母の離婚 | 1304 (4.1%) |
| 父母の不和 | 252 (0.8%) |
| 父の拘禁 | 563 (1.8%) |
| 母の拘禁 | 1048 (3.3%) |
| 父の入院 | 327 (1.0%) |
| 母の入院 | 1506 (4.8%) |
| 父の就労 | 1762 (5.6%) |
| 母の就労 | 1293 (4.1%) |
| 父の精神疾患等 | 180 (0.6%) |
| 母の精神疾患等 | 3197 (10.1%) |
| 父の放任・怠惰 | 654 (2.1%) |
| 母の放任・怠惰 | 3707 (11.7%) |
| 父の虐待・酷使 | 1849 (5.9%) |
| 母の虐待・酷使 | 2693 (8.5%) |
| 棄児 | 166 (0.5%) |
| 養育拒否 | 1378 (4.4%) |
| 破産等の経済的理由 | 2390 (7.6%) |
| 児童の問題による 監護困難 | 1047 (3.3%) |
| その他 | 2674 (8.5%) |
| 不詳 | 631 (2.0%) |
| 総数 | 31,593 (100.0%) |

3. 虐待を受けた児童の増加

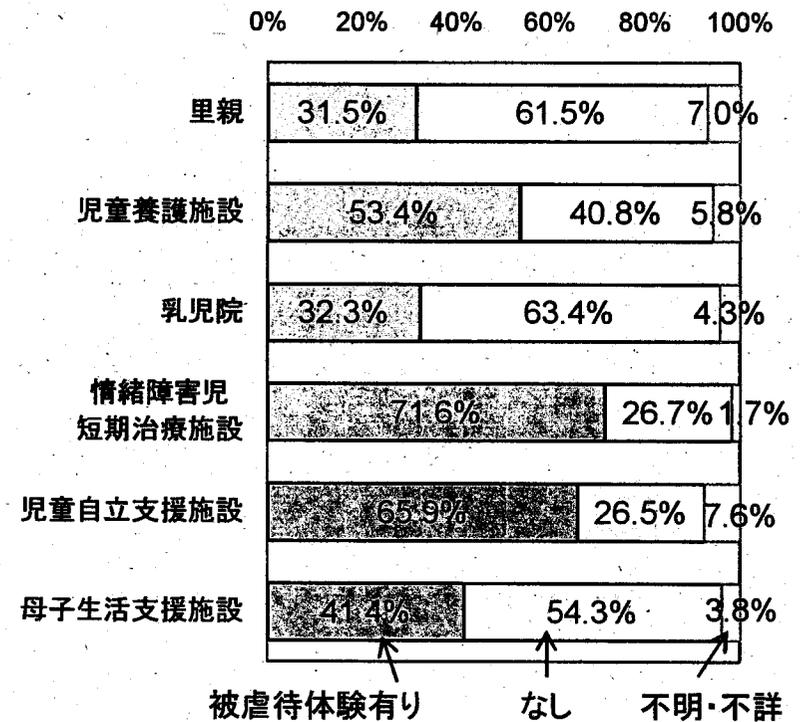
児童虐待の増加等に伴い、児童虐待防止対策の一層の強化とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、社会的養護の量・質ともに拡充が求められている。

○ 全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成21年度においては3.8倍に増加。

(件数)



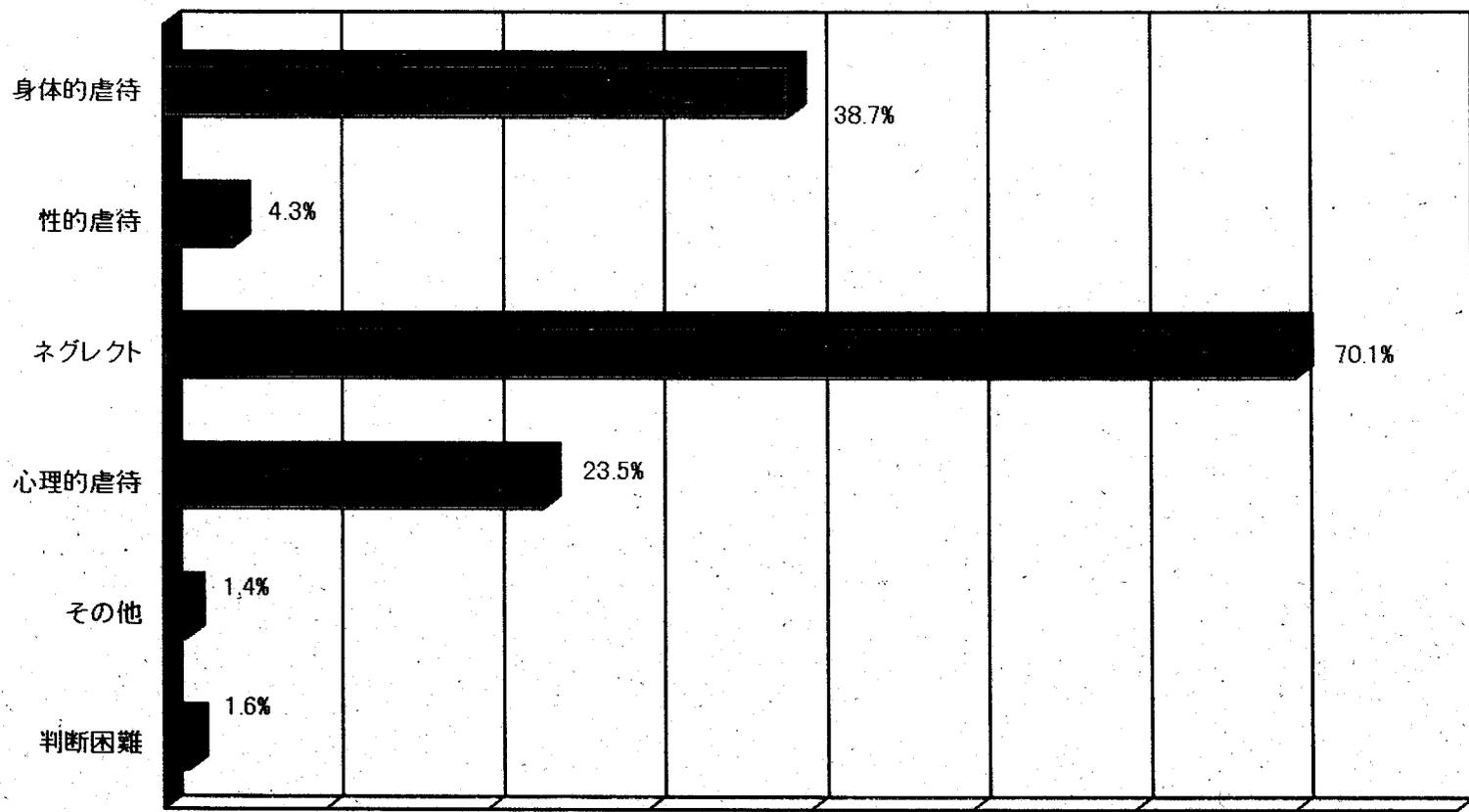
○ 児童養護施設に入所している子どものうち、半数以上は、虐待を受けている。



児童養護施設入所児童等調査結果(平成20年2月1日)

被虐待体験「有り」の場合の虐待の種類(複数回答)

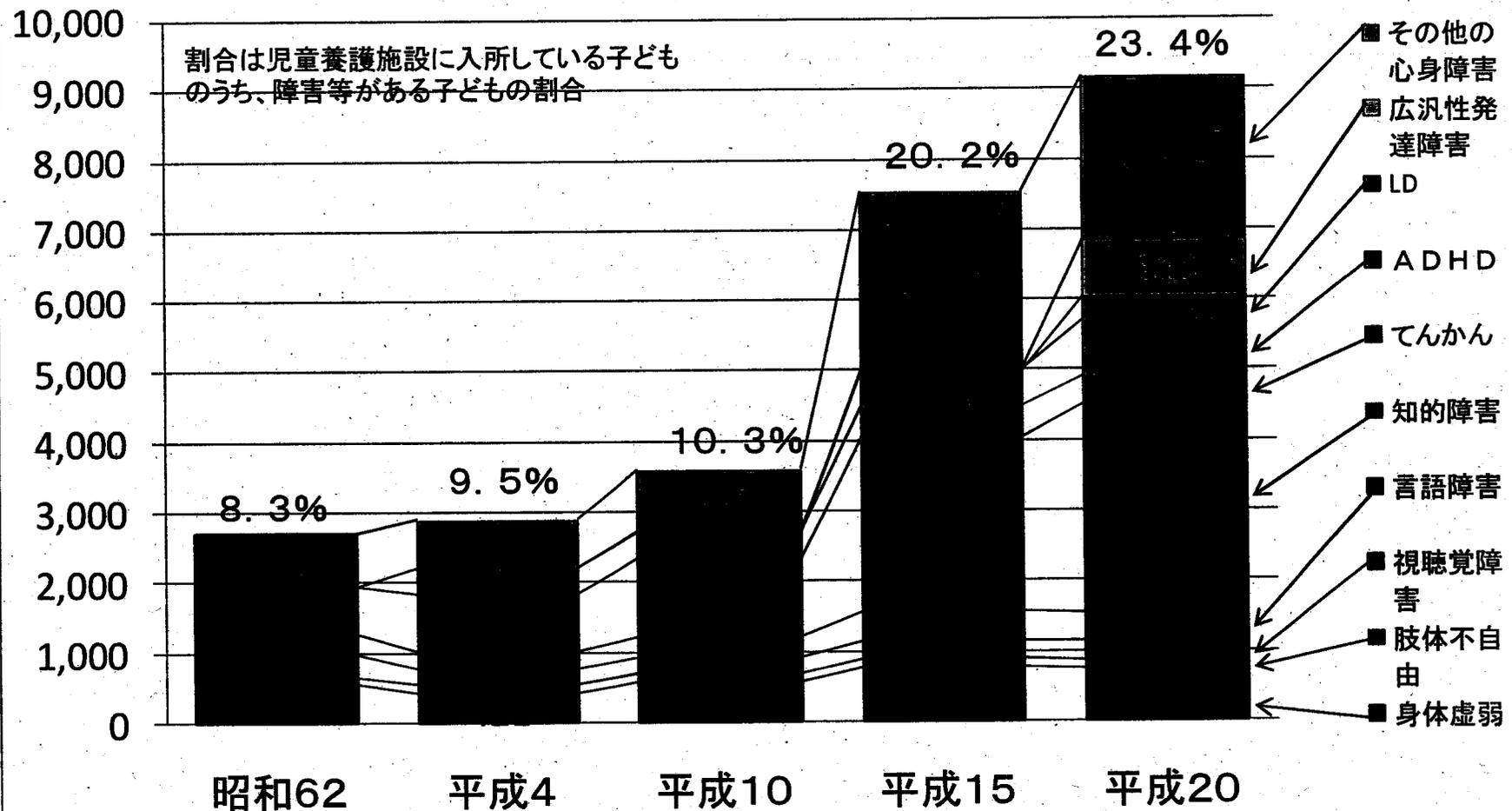
【児童養護施設】N=15,748



4. 障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、障害等のある児童が増加しており、児童養護施設においては23.4%が、障害有りとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別



ADHD(注意欠陥多動性障害)については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD(学習障害)については、平成20年より調査。それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

5. 児童養護施設の形態の現状と小規模化の必要性

児童養護施設の7割が大舎制。また、定員100人を超えるような大規模施設もある。家庭的養護の推進のため、施設の小規模化の推進が必要。

① 大舎・中舎・小舎の現状、小規模ケアの現状

| | | 寮舎の形態 | | | 小規模ケアの形態 | | |
|------------------|-----|-------|-------|------|-----------|-------------|------------|
| | | 大舎 | 中舎 | 小舎 | 小規模グループケア | 地域小規模児童養護施設 | その他グループホーム |
| 保有施設数 (N=489) | 施設数 | 370 | 95 | 114 | 212 | 111 | 55 |
| | % | 75.8 | 19.5 | 23.4 | 43.4 | 22.7 | 11.3 |
| 舎数 | | 476 | 220 | 444 | 212 | 116 | 98 |
| 一舎あたり定員数 | 平均 | 45.65 | 15.43 | 8.82 | 7.27 | 5.99 | 6.06 |
| 一舎あたり在籍児童数 | 平均 | 42.09 | 14.46 | 8.36 | 7.14 | 5.81 | 5.58 |
| 職員一人あたり児童数※ | 平均 | 4.43 | 3.91 | 3.39 | 3.08 | 2.75 | 2.59 |

※ 社会的養護施設に関する実態調査（平成20年3月1日現在）、調査回答施設数489

※ 「職員1人あたり児童数」は、週40時間に換算したもの。施設においては休日、夜間の対応も行われていることに留意する必要がある。

※ 「大舎」：1舎あたり定員数が20人以上、「中舎」：同13～19人、「小舎」：同12人以下

※ 例えば、大舎の寮の中に小規模グループケアのユニットがある場合、小規模グループケアによる定員や在籍児童数は、大舎の定員や在籍児童数から除かれている。

② 定員規模別施設数

| 定員 | 施設数 |
|-------|-------------|
| ～ 20 | 7 (1.2%) |
| ～ 30 | 51 (9.0%) |
| ～ 40 | 83 (14.6%) |
| ～ 50 | 128 (22.5%) |
| ～ 60 | 89 (15.6%) |
| ～ 70 | 74 (13.0%) |
| ～ 80 | 50 (8.8%) |
| ～ 90 | 35 (6.2%) |
| ～ 100 | 20 (3.5%) |
| ～ 110 | 13 (2.3%) |
| ～ 120 | 7 (1.2%) |
| ～ 150 | 6 (1.1%) |
| 151～ | 6 (1.1%) |
| 総数 | 569 (100%) |

社会福祉施設等調査
(平成20年10月1日)

施設の小規模化と家庭的な養護の推進

社会的養護が必要な児童を、可能な限り家庭的な環境において安定した人間関係の下で育てることができるよう、施設のケア単位の小規模化、里親やファミリーホームなどを推進

より家庭的な養育環境

児童養護施設

大舎(20人以上)
中舎(13~19人)
小舎(12人以下)

1歳~18歳未満(必要な場合0歳~20歳未満)

職員

施設等のほか
就学児童6:1
3歳以上 4:1
3歳未満2:1

575か所
定員34,569人
現員30,594人(88.8%)

乳児院

乳児(0歳)、必要な場合幼児(小学校就学前)

24か所
定員3,794人、現員2,968人(78.2%)

小規模グループケア(ユニットケア)

本体施設において小規模なグループによるケアを行う

1グループ6人

職員1名+非常勤職員を加配

21年度458か所
→26年度目標 800か所
(乳児院等を含む)

地域小規模児童養護施設(グループホーム)

本体施設の支援のもと地域の民間住宅などを活用して家庭的養護を行う

定員6名

職員:専任2名+その他の職員(非常勤可)

21年度190か所
→26年度目標 300か所

小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

養育者の住居において家庭的養護を行う

定員5~6名

職員3名以上(うち1名以上が生活の本拠を置く)

21年度49か所
→26年度目標 140か所

里親

家庭における養育を里親に委託

4名まで

登録里親数 7,185人
うち養育里親 5,842人
専門里親 548人
養子縁組里親 1,428人
親族里親 342人

委託里親数 2,837人
委託児童数 3,836人

26年度目標
養育里親登録 8,000世帯
専門里親登録 800世帯

里親等委託率

(里親+ファミ/養護+乳児+里親+ファミ)

22年3月末 10.8%
→26年度目標 16%

児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

養護施設等退所後、就職する児童等が共同生活を営む住居において自立支援

21年度59か所 →26年度目標 160か所

※「26年度目標」は、子ども子育てビジョン

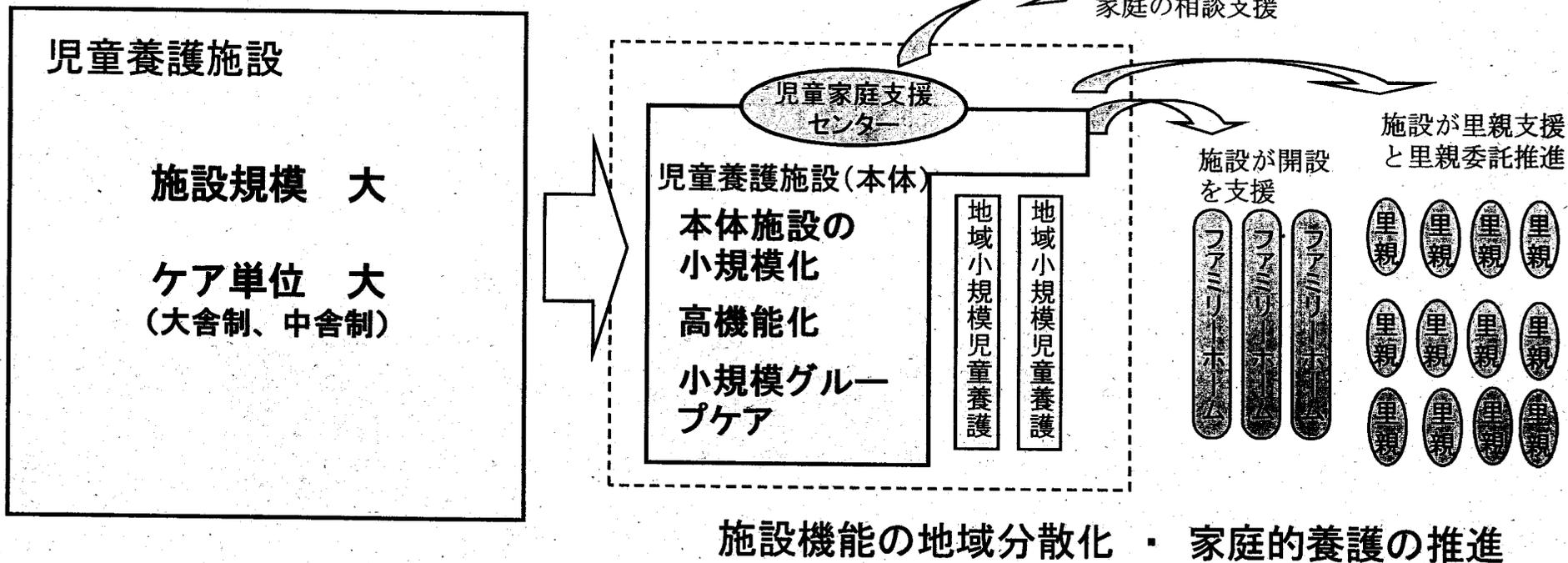
施設の定員等の全国計は22年3月末福祉行政報告例。

小規模グループケア、地域小規模児童養護施設、自立援助ホームについては家庭福祉課調べ。

児童養護施設の形態の今後の在り方

小規模化と施設機能の地域分散化による家庭的養護の推進

- ケア単位の小規模化
- 本体施設の小規模化、高機能化
- 施設によるファミリーホームの設置、里親の支援



6. 進学、就職の状況、自立支援の推進

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

① 中学校卒業後の進路（平成21年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

| | 進学 | | | | 就職 | | その他 | |
|------------------|---------|-------|-------|------|-----|------|------|------|
| | 高校等 | | 専修学校等 | | | | | |
| 児童養護施設児 2,509人 | 2,305人 | 91.9% | 64人 | 2.6% | 62人 | 2.5% | 78人 | 3.1% |
| 里親委託児 209人 | 197人 | 94.3% | 4人 | 1.9% | 3人 | 1.4% | 5人 | 2.4% |
| (参考)全中卒者 1,228千人 | 1,203千人 | 98.0% | 5千人 | 0.4% | 5千人 | 0.4% | 14千人 | 1.2% |

② 高等学校等卒業後の進路（平成21年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成22年5月1日現在の進路）

| | 進学 | | | | 就職 | | その他 | |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|------|-------|
| | 大学等 | | 専修学校等 | | | | | |
| 児童養護施設児 1,444人 | 187人 | 13.0% | 146人 | 10.1% | 969人 | 67.1% | 142人 | 9.8% |
| 里親委託児 175人 | 47人 | 26.9% | 34人 | 19.4% | 75人 | 42.9% | 19人 | 10.9% |
| (参考)全高卒者 1,069千人 | 581千人 | 54.3% | 246千人 | 23.0% | 167千人 | 15.7% | 75千人 | 7.1% |

家庭福祉課調べ。全中卒者・全高卒者は、平成22年度学校基本調査)

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校（第82条の2）及び各種学校（第83条）、並びに職業能力開発促進法第16条に基づく公共職業訓練施設

(参考1)措置費による教育等の経費

平成21年度に幼稚園費、学習塾費、部活動費を新設するなど、教育費の充実に努めているところ。
また、就職支度費、大学進学等支度費は、毎年度改善(+2000円)を図ってきている。

| | | 支弁される額 (H22) |
|---------------------------|----------------|--|
| 幼稚園費 (平成21年度～) | | 実費 |
| 入進学支度費 | | 小学校1年生:39,500円(年額/1人) 中学校1年生:46,100円(年額/1人) |
| 教育費 | 学用品費等 | 小学校:2,110円(月額/1人) 中学校:4,180円(月額/1人) |
| | 教材代 | 実費 |
| | 通学費 | 実費 |
| | 学習塾費 (平成21年度～) | 実費(中学生を対象) |
| | 部活動費 (平成21年度～) | 実費(中学生を対象) |
| 特別育成費 | | 公立高校:22,270円(月額/1人) 私立高校:32,970円(月額/1人) 高等学校第1学年入学時(加算):58,500円(年額/1人) |
| 学校給食費 | | 実費(小学生及び中学生を対象) |
| 見学旅行費 | | 小学校6年生:20,600円(年額/1人) 中学校3年生:55,900円(年額/1人) 高等学校3年生:108,200円(年額/1人) |
| 就職、大学進学等支度費 (近年、逐次改善中) | | 就職支度費:77,000円(1人一回) 大学進学等自立生活支度費:77,000円(1人一回) 特別基準(両親の死亡等の場合の加算):137,510円 |

(参考2) 18歳の措置延長制度について

- 児童福祉法において、児童は18歳未満と定義されているが、児童養護施設や里親については、必要な場合には、20歳未満まで措置延長できるとされている。
- 実際の運用は、18歳の年度末(高校卒業時点)で、就職又は進学等により児童養護施設を退所するケースが多く、19歳で退所する児童は、1割以下となっている。

児童福祉法 第31条(保護期間の延長等)

2 都道府県は、第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、…、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満20歳に達するまで、…、引き続き同号の規定による委託を継続し、又はその者をこれらの児童福祉施設に在所させる措置を採ることができる。

(注)知的障害児施設、肢体不自由児施設等については、障害の程度が重度である等の場合については20歳に達した後においても引き続き在所させることができる。

児童相談所運営指針(平成2. 3. 5 児発133)

(5)在所期間の延長

ア 児童福祉施設等に入所した子どもが、18歳に達しても施設に入所を継続する必要がある場合には、20歳に達するまで(略)更に施設入所を継続させることができる。

特に子どもの自立を図るために継続的な支援が必要とされる場合には、積極的に在所期間の延長を行う。

イ 在所期間の延長は、施設長及び関係機関の意見を聞き、あらかじめ子ども、保護者等の意向を確認するとともに、子ども等の状況を再判定した結果、延長することが適当と判断された場合に行う。この手続きは、18歳に達する日までに完了し、延長年限を付して保護者、施設長に通知する。

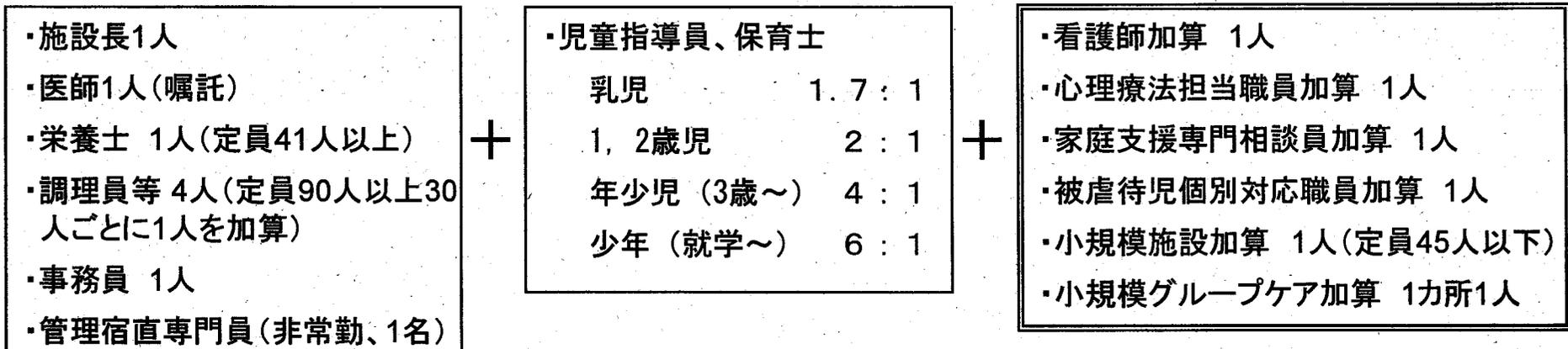
※児童養護施設の年齢別児童数で、17歳は1,581人(平成20年2月1日 児童養護施設入所児童等調査)

一方、児童養護施設を19歳以上で退所した児童数は108人(平成18年中。平成19年度社会的養護施設に関する実態調査)

7. 児童養護施設の人員配置と措置費について

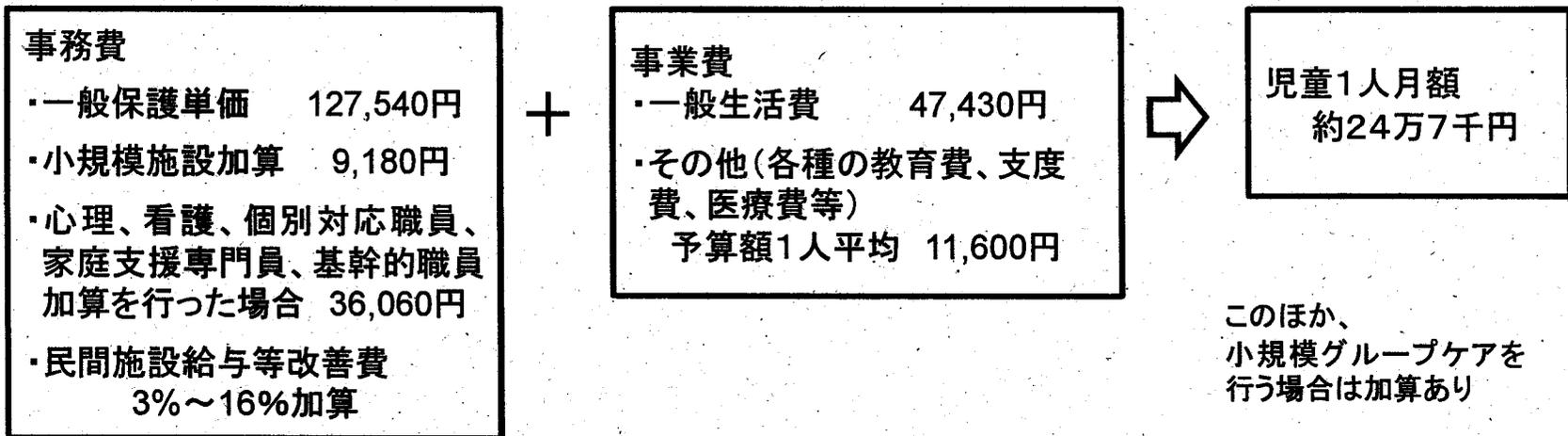
児童養護施設の措置費の人員配置については、被虐待児の増加などを踏まえ、加算職員の配置の充実に努めている

措置費の人員配置



措置費

(例)定員45人の場合



このほか、小規模グループケアを行う場合は加算あり

(参考)児童入所施設等措置費予算の改善経緯

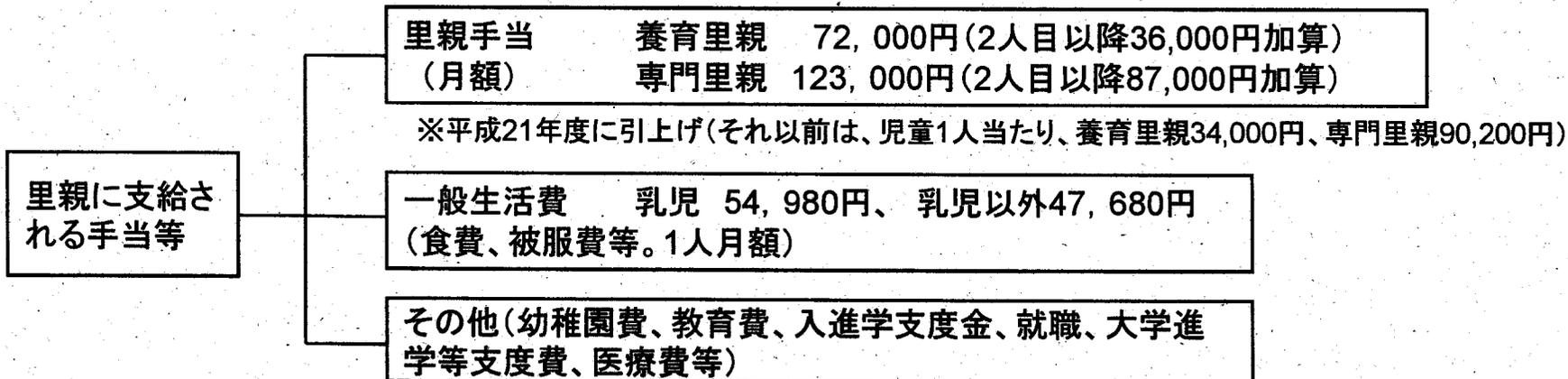
| | 予算額 (対前年度増加額) | 主な改善事項 |
|---------------|--------------------------|---|
| 平成18年度 | 72,501百万円 (1,240百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等への心理療法担当職員の常勤配置 ・小規模グループケアの推進(527か所→549か所) ・就職支度費等の改善(@67,000円→69,000円) ・里親手当の改善(@32,000円→33,000円) |
| 平成19年度 | 75,255百万円 (2,754百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設等の被虐待児個別対応職員の常勤化 ・小規模グループケアの推進(549か所→580か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(100か所→200か所) ・就職支度費等の改善(@69,000円→71,000円) ・里親手当の改善(@33,000円→34,000円) |
| 平成20年度 | 77,538百万円 (2,283百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・児童養護施設の看護師の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(580か所→613か所) ・就職支度費等の改善(@71,000円→73,000円) ・里親手当の改善(@34,000円→72,000円(21年1月～)) ・専門里親手当の改善(@90,200円→123,000円(21年1月～)) |
| 平成21年度 | 79,748百万円 (2,210百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の被虐待児個別対応職員の常勤配置(53か所) ・小規模グループケアの推進(613か所→645か所) ・就職支度費等の改善(@73,000円→75,000円) ・ファミリーホームの創設及び自立援助ホームの拡充 ・基幹的職員の格付け ・学習塾費、部活動費及び幼稚園費の創設 |
| 平成22年度 | 81,272百万円 (1,524百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・乳児院の家庭支援専門相談員の非常勤配置 ・児童養護施設の看護師の配置の拡充 ・小規模グループケアの推進(645か所→703か所) ・就職支度費等の改善(@75,000円→77,000円) |
| 平成23年度 (案) | 83,473百万円 (2,202百万円増) | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模グループケアの推進(703か所→713か所) ・地域小規模児童養護施設の拡充(200か所→210か所) ・就職支度費等の改善(@77,000円→79,000円) ・児童養護施設における定員規模の見直し(62人→58人) |

8. 里親委託の推進

(1) 里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者の無い児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分するとともに、
 - ・平成21年度から、養育里親・専門里親の里親手当を倍額に引き上げ
 - ・養育里親と専門里親について、里親研修を充実

| 種類 | 養育里親 | | 養子縁組を希望する里親 | 親族里親 |
|------|--|---|--|---|
| | | 専門里親 | | |
| 対象児童 | 要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童） | 次に掲げる要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童 | 要保護児童 （保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適切であると認められる児童） | 次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親と三親等以内の親族であること ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと |



(参考)里親委託の状況

| | | 登録里親数 | 委託里親数 | 委託児童数 |
|-----------------------|--------|--------|--------|--------|
| | | 7,185人 | 2,837人 | 3,836人 |
| 区分 (里親は 重複登録有り) | 養育里親 | 5,842人 | 2,298人 | 3,028人 |
| | 専門里親 | 548人 | 133人 | 140人 |
| | 養子希望里親 | 1,428人 | 176人 | 159人 |
| | 親族里親 | 342人 | 341人 | 509人 |

資料:福祉行政報告例(平成21年度末現在)

(2) 里親委託率の状況

- 里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度
- 里親委託率は、平成14年の7.4%から、平成22年3月末には10.8%に上昇
- 子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成26年度までに16%に引き上げる目標

(資料)福祉行政報告例(各年度末現在数)

| 年度 | 児童養護施設 | | 乳児院 | | 里親等 | | 合計 | |
|---------|--------------|-----------|--------------|-----------|--------------|-----------|------------|-----------|
| | 入所児童数 (人) | 割合 (%) | 入所児童数 (人) | 割合 (%) | 委託児童数 (人) | 割合 (%) | 児童数 (人) | 割合 (%) |
| 平成14年度末 | 28,988 | 84.8 | 2,689 | 7.9 | 2,517 | 7.4 | 34,194 | 100 |
| 平成15年度末 | 29,144 | 84.0 | 2,746 | 7.9 | 2,811 | 8.1 | 34,701 | 100 |
| 平成16年度末 | 29,828 | 83.3 | 2,942 | 8.2 | 3,022 | 8.4 | 35,792 | 100 |
| 平成17年度末 | 29,850 | 82.6 | 3,008 | 8.3 | 3,293 | 9.1 | 36,151 | 100 |
| 平成18年度末 | 29,889 | 82.3 | 3,013 | 8.3 | 3,424 | 9.4 | 36,326 | 100 |
| 平成19年度末 | 30,176 | 82.0 | 2,996 | 8.1 | 3,633 | 9.9 | 36,805 | 100 |
| 平成20年度末 | 30,451 | 81.6 | 2,995 | 8.0 | 3,870 | 10.4 | 37,316 | 100 |
| 平成21年度末 | 30,594 | 81.3 | 2,968 | 7.9 | 4,055 | 10.8 | 37,617 | 100 |

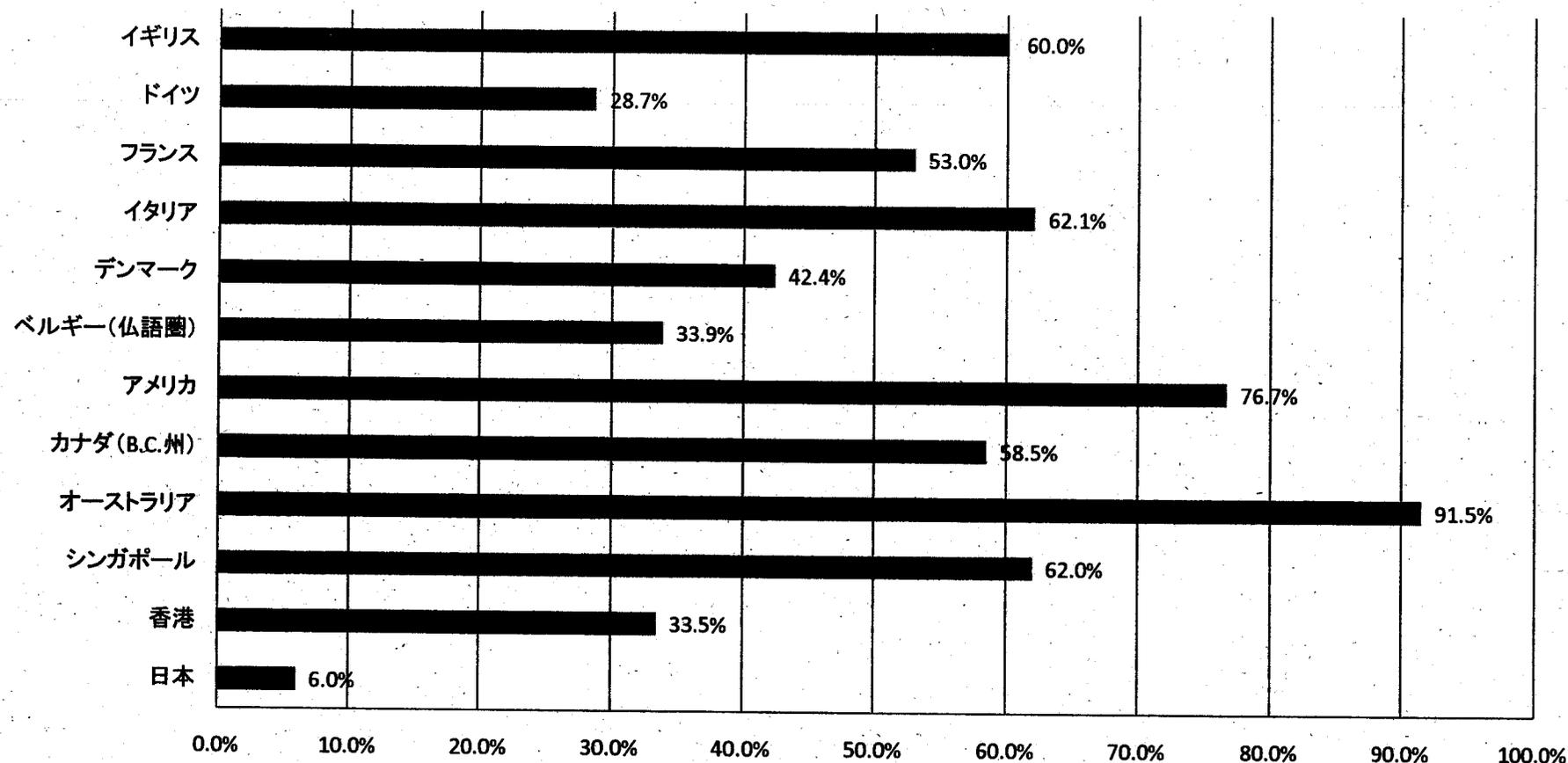
※「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム(養育者の家庭で5~6人の児童を養育)を含む。ファミリーホームは、平成21年度末で49か所、委託児童219人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

里親等委託率

(参考) 諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数前後が里親委託であり、日本において、施設：里親の比率が9：1となっている現状は、施設養護に依存しているとの指摘がある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合(2000年前後の状況)



※「里親委託と里親支援に関する国際比較研究」主任研究者 湯沢雅彦(平成13、14年厚生労働科学研究)

※ 日本の里親等委託率は、平成21年度は10.8%

※ 里親の概念は諸外国によって範囲が異なる。(例えば、親族が子どもを預かる場合や短期間子どもを預かる場合、小規模なグループ形態で子どもを養育する場合を里親に含むか否かが国により異なる等)

(3) 都道府県別の里親等委託率の差

① 都道府県別里親等委託率(平成22年3月末)

里親等委託率は、自治体間の格差が大きい

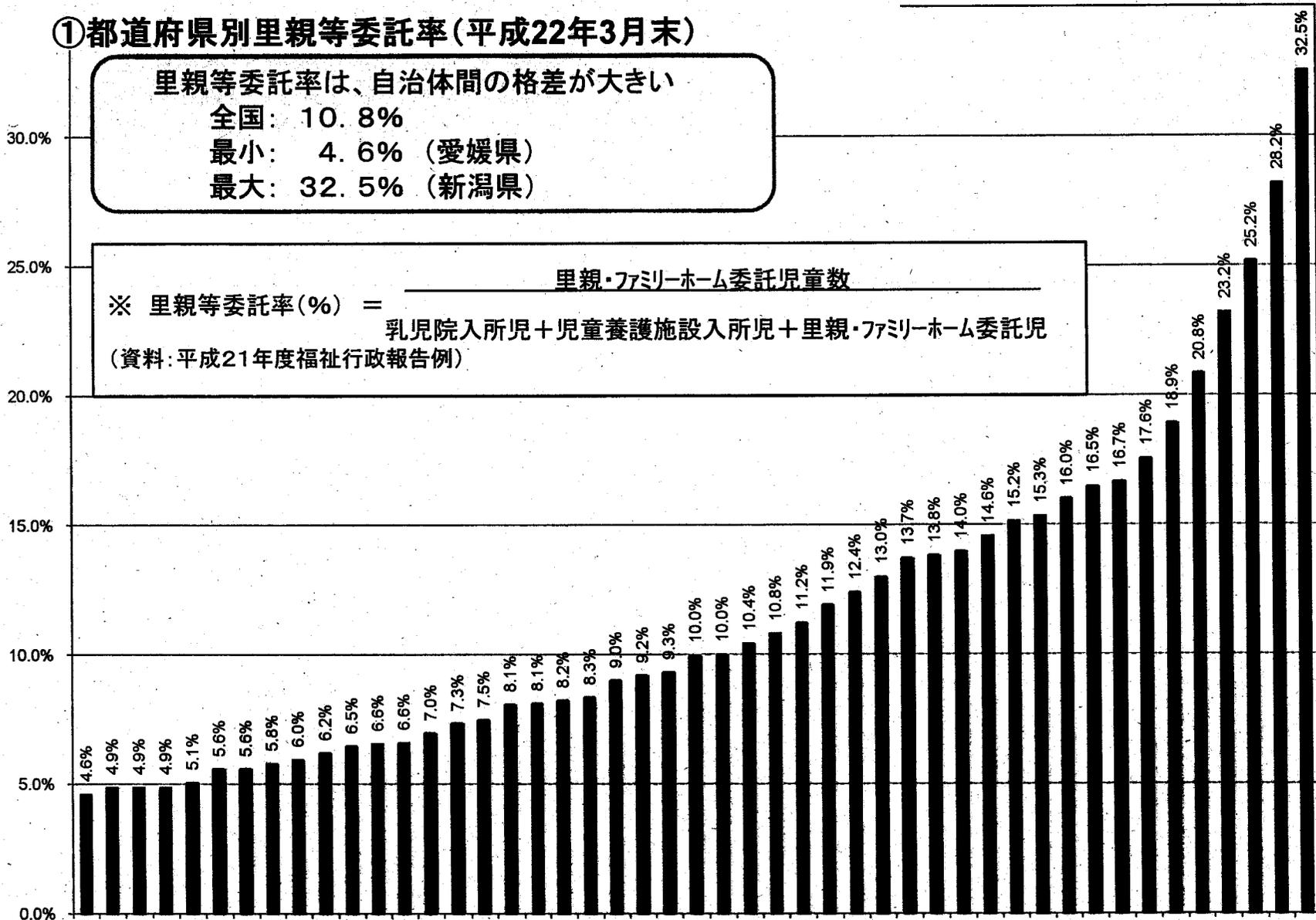
全国: 10.8%

最小: 4.6% (愛媛県)

最大: 32.5% (新潟県)

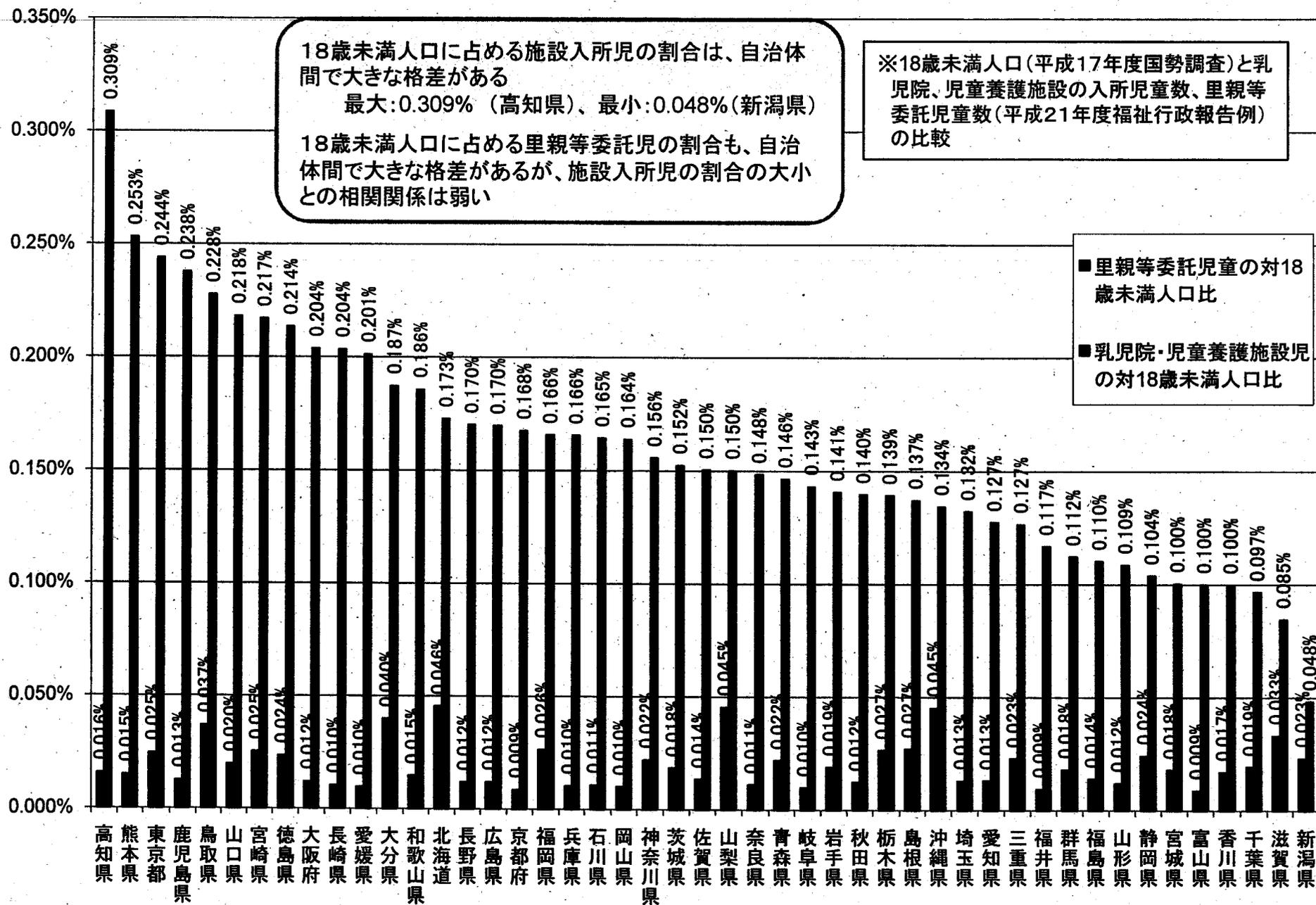
※ 里親等委託率(%) =
$$\frac{\text{里親・ファミリーホーム委託児童数}}{\text{乳児院入所児} + \text{児童養護施設入所児} + \text{里親・ファミリーホーム委託児}}$$

 (資料:平成21年度福祉行政報告例)



愛媛県 高知県 京都府 長崎県 鹿児島県 大阪府 熊本県 岡山県 兵庫県 石川県 岐阜県 長野県 広島県 奈良県 和歌山県 福井県 富山県 秋田県 佐賀県 山口県 埼玉県 東京都 愛知県 徳島県 山形県 宮城県 茨城県 福島県 岩手県 神奈川県 青森県 福岡県 群馬県 鳥取県 香川県 宮城県 三重県 栃木県 島根県 千葉県 大分県 静岡県 北海道 山梨県 沖縄県 滋賀県 新潟県

②各都道府県の18歳未満人口に占める里親等委託児童数及び乳児院・児童養護施設委託児童数の割合



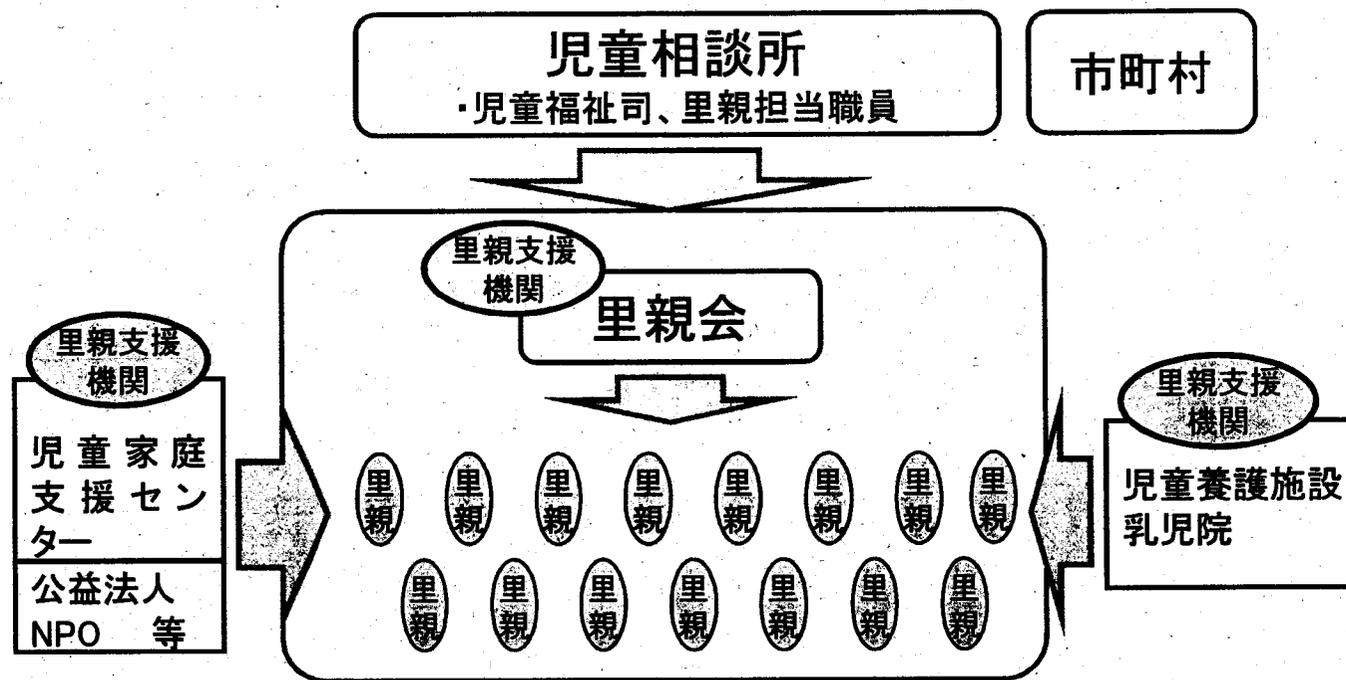
(参考) 都道府県市別の里親等委託、乳児院、児童養護施設の児童数と割合 (資料)福祉行政報告例(平成22年3月末現在数)

| | 里親 | | 児童養護施設 | | 乳児院 | | 計 ⑦ (①+③+⑤) |
|---------|------|------------|--------|------------|------|------------|-------------------|
| | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | |
| | ① | ② (①/⑦) | ③ | ④ (③/⑦) | ⑤ | ⑥ (⑤/⑦) | |
| 1 北海道 | 383 | 20.8% | 1,487 | 76.5% | 51 | 2.6% | 1,944 |
| 2 青森県 | 54 | 13.0% | 336 | 80.6% | 25 | 6.0% | 417 |
| 3 岩手県 | 45 | 11.9% | 299 | 78.5% | 34 | 8.9% | 381 |
| 4 宮城県 | 61 | 15.2% | 343 | 71.6% | 60 | 12.5% | 479 |
| 5 秋田県 | 22 | 8.1% | 225 | 81.5% | 24 | 8.7% | 276 |
| 6 山形県 | 15 | 10.0% | 213 | 83.2% | 12 | 4.7% | 256 |
| 7 福島県 | 53 | 11.2% | 403 | 84.1% | 16 | 3.3% | 479 |
| 8 茨城県 | 96 | 10.8% | 720 | 80.4% | 71 | 7.9% | 895 |
| 9 栃木県 | 93 | 16.0% | 414 | 70.2% | 74 | 12.5% | 590 |
| 10 群馬県 | 49 | 13.8% | 365 | 77.2% | 34 | 7.2% | 473 |
| 11 埼玉県 | 156 | 9.0% | 1,408 | 80.6% | 171 | 9.8% | 1,746 |
| 12 千葉県 | 178 | 16.7% | 877 | 75.4% | 82 | 7.1% | 1,163 |
| 13 東京都 | 377 | 9.2% | 3,753 | 81.3% | 429 | 9.3% | 4,618 |
| 14 神奈川県 | 229 | 12.4% | 1,557 | 78.6% | 166 | 8.4% | 1,981 |
| 15 新潟県 | 92 | 32.5% | 169 | 55.0% | 28 | 9.1% | 307 |
| 16 富山県 | 16 | 8.1% | 168 | 78.5% | 14 | 6.5% | 214 |
| 17 石川県 | 22 | 6.2% | 307 | 82.5% | 26 | 7.0% | 372 |
| 18 福井県 | 14 | 7.5% | 156 | 76.1% | 17 | 8.3% | 205 |
| 19 山梨県 | 71 | 23.2% | 210 | 64.6% | 25 | 7.7% | 325 |
| 20 長野県 | 46 | 6.6% | 602 | 83.5% | 53 | 7.4% | 721 |
| 21 岐阜県 | 37 | 6.5% | 502 | 84.7% | 33 | 5.6% | 593 |
| 22 静岡県 | 148 | 18.9% | 618 | 71.7% | 63 | 7.3% | 862 |
| 23 愛知県 | 168 | 9.3% | 1,478 | 80.9% | 157 | 8.6% | 1,826 |
| 24 三重県 | 75 | 15.3% | 383 | 74.7% | 31 | 6.0% | 513 |

| | 里親 | | 児童養護施設 | | 乳児院 | | 計 ⑦ (①+③+⑤) |
|---------|-------|------------|--------|------------|-------|------------|-------------------|
| | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | 数(人) | 率 | |
| | ① | ② (①/⑦) | ③ | ④ (③/⑦) | ⑤ | ⑥ (⑤/⑦) | |
| 25 滋賀県 | 86 | 28.2% | 183 | 55.5% | 36 | 10.9% | 284 |
| 26 京都府 | 36 | 4.9% | 627 | 82.0% | 76 | 9.9% | 731 |
| 27 大阪府 | 175 | 5.6% | 2,655 | 83.9% | 307 | 9.7% | 3,102 |
| 28 兵庫県 | 101 | 6.0% | 1,443 | 83.7% | 153 | 8.9% | 1,610 |
| 29 奈良県 | 27 | 7.0% | 326 | 78.2% | 35 | 8.4% | 423 |
| 30 和歌山県 | 26 | 7.3% | 304 | 79.2% | 24 | 6.3% | 372 |
| 31 鳥取県 | 39 | 14.0% | 207 | 66.8% | 33 | 10.6% | 280 |
| 32 島根県 | 34 | 16.5% | 145 | 60.9% | 27 | 11.3% | 199 |
| 33 岡山県 | 34 | 5.8% | 516 | 83.4% | 36 | 5.8% | 605 |
| 34 広島県 | 59 | 6.6% | 798 | 86.1% | 36 | 3.9% | 796 |
| 35 山口県 | 48 | 8.3% | 493 | 80.8% | 34 | 5.6% | 526 |
| 36 徳島県 | 31 | 10.0% | 259 | 74.6% | 21 | 6.1% | 323 |
| 37 香川県 | 29 | 14.6% | 149 | 63.1% | 21 | 8.9% | 184 |
| 38 愛媛県 | 24 | 4.6% | 457 | 81.6% | 41 | 7.3% | 543 |
| 39 高知県 | 20 | 4.9% | 361 | 80.2% | 30 | 6.7% | 411 |
| 40 福岡県 | 226 | 13.7% | 1,275 | 75.6% | 146 | 8.7% | 1,738 |
| 41 佐賀県 | 22 | 8.2% | 228 | 74.0% | 17 | 5.5% | 269 |
| 42 長崎県 | 28 | 4.9% | 508 | 82.5% | 38 | 6.2% | 584 |
| 43 熊本県 | 49 | 5.6% | 769 | 83.7% | 58 | 6.3% | 877 |
| 44 大分県 | 81 | 17.6% | 366 | 72.5% | 14 | 2.8% | 462 |
| 45 宮崎県 | 53 | 10.4% | 430 | 77.8% | 25 | 4.5% | 515 |
| 46 鹿児島県 | 40 | 5.1% | 707 | 84.6% | 43 | 5.1% | 775 |
| 47 沖縄県 | 140 | 25.2% | 395 | 65.5% | 21 | 3.5% | 528 |
| 全国 | 4,055 | 10.8% | 30,594 | 81.3% | 2,968 | 7.9% | 3,7316 |

(4) 里親委託の推進と里親支援機関等の役割

- 里親委託の促進のため、平成21年度から、里親手当の引き上げを行ったほか、新規里親の掘り起こしや里親支援等の業務を行う「里親支援機関」事業を実施しているが、その効果的な実施が必要。
- 里親委託の推進のためには、里親会の活動や、地域の拠点である児童家庭支援センター、児童養護施設、乳児院の支援が重要。



| | | |
|---|--------------|------------------------------------|
| 里親支援機関事業 実施主体 ・都道府県・指定都市・児相設置市 ・里親会、児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能 | 里親制度普及促進事業 | 普及啓発 |
| | | 養育里親研修 専門里親研修 |
| | 里親委託推進・支援等事業 | 里親委託支援等 里親家庭への訪問支援 里親による相互交流 |

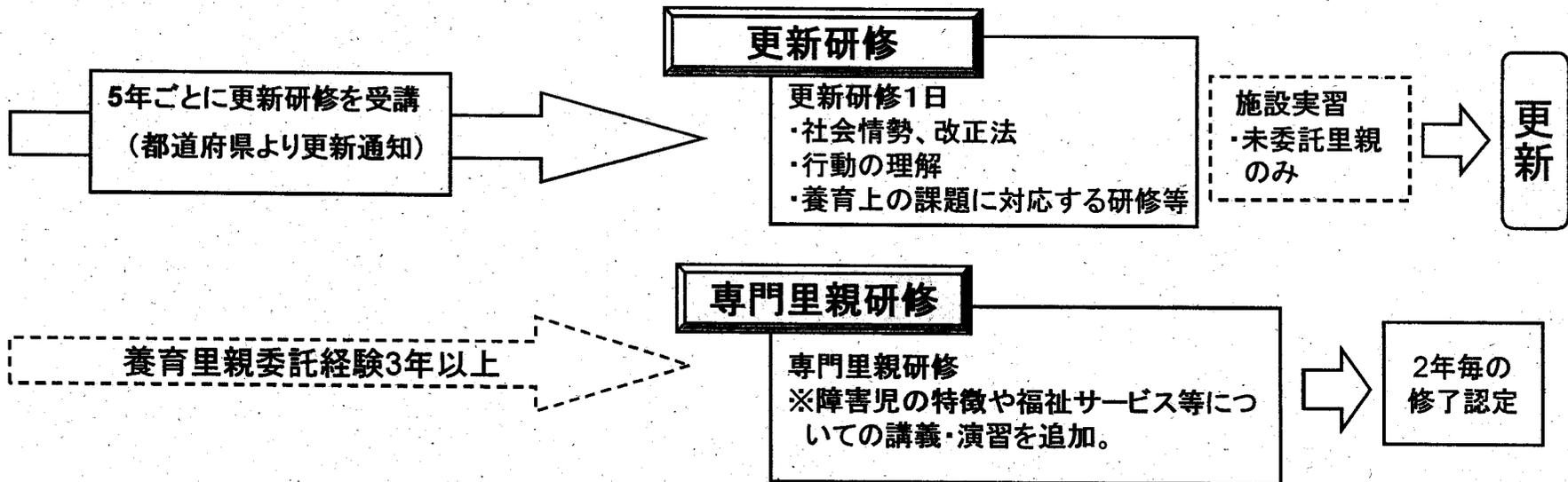
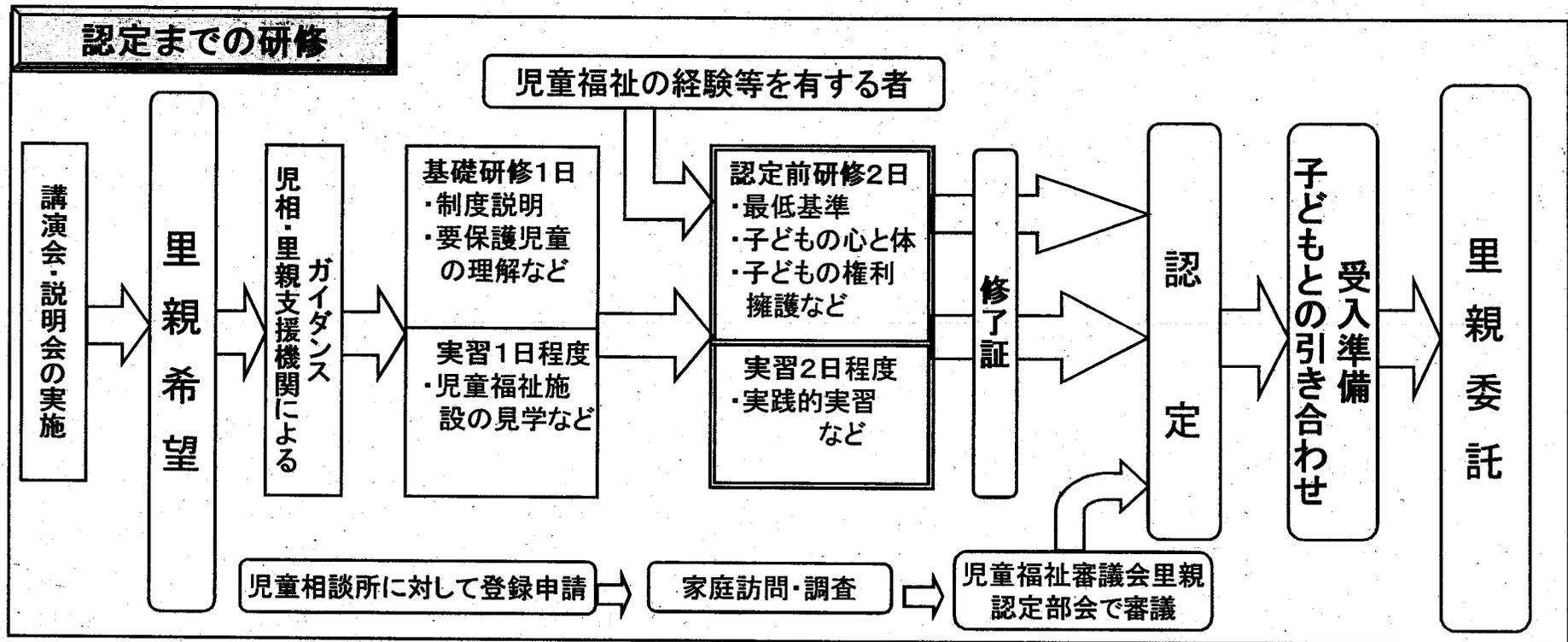
(参考2) 里親支援機関事業等の委託先 (平成22年度)

| 事業種別 | 直営 | 委託 | 里親会 | 児童家庭 支援 センター | 乳児院 | 児童養 護施設 | (社福) 母子 愛育会 | 公益法人 NPO法人 等 |
|------|----|----|-----|--------------------|-----|------------|-------------------|--------------------|
| | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-----------------------|----------------------|---------|----|----|----|---|---|----|----|---|
| 里親支援 機関事業 42自治体 | 里親制度 普及促進 事業 | 普及啓発 | 32 | 14 | 6 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | | 養育里親研修 | 30 | 13 | 5 | 3 | 0 | 0 | 0 | 5 |
| | | 専門里親研修 | 5 | 39 | 1 | 1 | 0 | 0 | 37 | 0 |
| | 里親委託 推進・支 援等事業 | 里親委託支援等 | 26 | 7 | 3 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | | 訪問支援 | 25 | 6 | 1 | 2 | 1 | 0 | 0 | 2 |
| | | 相互交流 | 15 | 20 | 12 | 3 | 1 | 0 | 0 | 4 |
| 実施自治体・受託機関数 | | 42 | 41 | 16 | 4 | 1 | 0 | 37 | 6 | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|------------|------|----|----|---|---|---|----|----|---|
| 里親支援 事業 (経過措置) 27自治体 | 里親研 修事業 | 基礎研修 | 26 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 |
| | | 専門研修 | 3 | 21 | 0 | 0 | 0 | 0 | 21 | 0 |
| | 里親養育相談事業 | 15 | 4 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | |
| | 里親養育援助事業 | 7 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| | 里親養育相互援助事業 | 11 | 7 | 5 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 里親委託推進事業(経過措置) | | 15 | | | | | | | | |
| 実施自治体・受託機関数 | | 27 | 25 | 5 | 2 | 1 | 2 | 21 | 2 | |

(5) 里親研修の充実 ~養育里親の研修と認定の流れ~



(参考) 里親研修カリキュラム(例)

・・・実施機関は、都道府県（法人、NPO等に委託可）

| | 目 的 | 期 間 | 内 容 |
|--|--|--|--|
| <p>(1) 基礎研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修 | <p>①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する</p> <p>②今日の要保護児童とその状況を理解する（虐待、障害、実親がいる等）</p> <p>③里親にもとめられるものを共有する（グループ討議）</p> | <p>1日 + 実習1日程度</p> | <p>①里親制度の基礎Ⅰ</p> <p>②保護を要する子どもの理解について（ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題）</p> <p>③地域における子育て支援サービス（ex地域における子育て相談・各種支援サービス等）</p> <p>④先輩里親の体験談・グループ討議（ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの）</p> <p>⑤実習（児童福祉施設の見学を主体にしたもの）</p> |
| <p>(2) 認定前研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する ・ 本研修を修了、養育里親として認定される | <p>社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける</p> | <p>2日 + 実習2日程度</p> | <p>①里親制度の基礎Ⅱ（里親が行う養育に関する最低基準）</p> <p>②里親養育の基本（マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等）</p> <p>③子どもの心（子どもの発達と委託後の適応）</p> <p>④子どもの身体（乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養）</p> <p>⑤関係機関との連携（児童相談所、学校、医療機関）</p> <p>⑥里親養育上の様々な課題</p> <p>⑦児童の権利擁護と事故防止</p> <p>⑧里親会活動</p> <p>⑨先輩里親の体験談・グループ討議</p> <p>⑩実習（児童福祉施設、里親）</p> |
| <p>(3) 更新研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録または更新後5年目の養育里親 ・ 登録有効期間内に受講し登録更新する | <p>養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。</p> | <p>1日程度</p> <p>※未委託の里親の場合は、施設実習(1日)が必要</p> | <p>①社会情勢、改正法など(ex子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正)</p> <p>②児童の発達と心理・行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解)</p> <p>③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点)</p> <p>④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)</p> |

(参考3) 里親支援機関と児童相談所の役割

里親支援機関(都道府県からの委託)

- **里親の掘り起こし事業**
 - ・里親制度の広報啓発・キャンペーン
 - ・講演会、説明会等の開催
- **里親への研修**
 - ・登録前研修の実施(更新研修等も実施)

※ 都道府県に1カ所

- **里親候補者の週末里親等の活用**
 - ・子どもと里親候補者の交流機会の設定
 - ・里親体験の実施

- **里親委託の推進**
 - ・里親の意向調査
 - ・子どもに最も適合する里親を選定するための調整

- **里親家庭への訪問指導・養育相談**
- **里親サロン(里親同士の連携)**
- **レスパイト・ケアの調整**
 - ・施設や、委託里親、未委託里親の活用

実施主体 都道府県・指定都市(児相設置市含む)
 (児童家庭支援センター、乳児院、児童養護施設、NPO等に委託可能)

都道府県 児童相談所業務

里親登録申請



里親の認定・登録



里親委託



里親の支援、指導等



委託解除

- **認定、登録に関する事務**
 - ・里親認定の決定、通知
 - ・里親の登録、更新、取消申請の受理等

- **委託に関する事務**
 - ・里親委託の対象となる子どもの特定
 - ・子どものアセスメント
 - ・措置決定会議において里親委託の決定
 - ・担当児童福祉司の決定
 - ・自立支援計画の策定

- **里親指導等**
 - ・自立支援計画の実行(指導)
 - ・モニタリング

- **その他**
 - ・都道府県間の連絡調整
 - ・実親(保護者)との関係調整等

- **里親委託の解除**
 - ・委託解除の決定

(6) 里親委託を推進する上での課題と取り組み

里親委託を進める上での課題

○登録里親確保の問題

- ・里親制度の社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- ・里親の希望する条件(性別、年齢、養子縁組可能性等)と合わない。
- ・信頼関係の構築が難しく、児童相談所として信頼できる里親に限られる。里親の養育技術向上。
- ・里子が万一のトラブルや事故に遭遇した時の里親としての責任が心配で、登録申請に至らない。等

○実親の同意の問題

- ・里親委託に対する実親の同意を得ることが難しい。(施設なら同意するが、里親の場合に同意しない)等

○児童の問題の複雑化

- ・発達障害等児童の抱える問題等が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増えている等

○実施体制、実施方針の問題

- ・児童福祉司が虐待対応業務に追われていることから、里親委託への業務に十分に関わっていない。
- ・里親専任担当職員が配置されていないなど、里親を支援するための体制の整備が十分でない。
- ・未委託里親の状況や里親委託を検討できる児童の情報など、県内全児相での情報共有が必要
- ・職員の意識の問題として、失敗を恐れると委託に消極的になり、無難な施設を選択する等の問題等

里親委託を推進する取り組み例

○広報・啓発

- ・区町村や里親会等との連携・協力
- ・里親子による体験発表会(里親の実情を知ってもらう)
- ・一日里親体験、里親希望者と施設児童との交流事業等

○実親の理解

- ・養子縁組を希望する里親のイメージが強い中で、養育里親の普及を進める
- ・養育里親についての里親の意識
- ・実親の理解が得やすいファミリーホームへの委託等

○里親の支援

- ・里親交流会で体験談を語り、コミュニケーションを深める
- ・里親の孤立化を防止、訪問支援
- ・里親研修、養育技術の向上
- ・地域との連携をつくり、里親により養育環境をつくる等

○実施体制、実施方針

- ・里親支援機関事業を外部に委託し、里親支援体制を充実
- ・里親会の強化
- ・里親担当職員の増員等
- ・里親委託のガイドラインの策定
- ・里親委託等推進委員会を設置し、関係機関・団体間で里親委託に対する共通認識を持ち、委託推進の機運を高める
- ・相談ケースごとに里親委託の検討。施設入所児童の中から、委託可能な児童を掘り起こし等

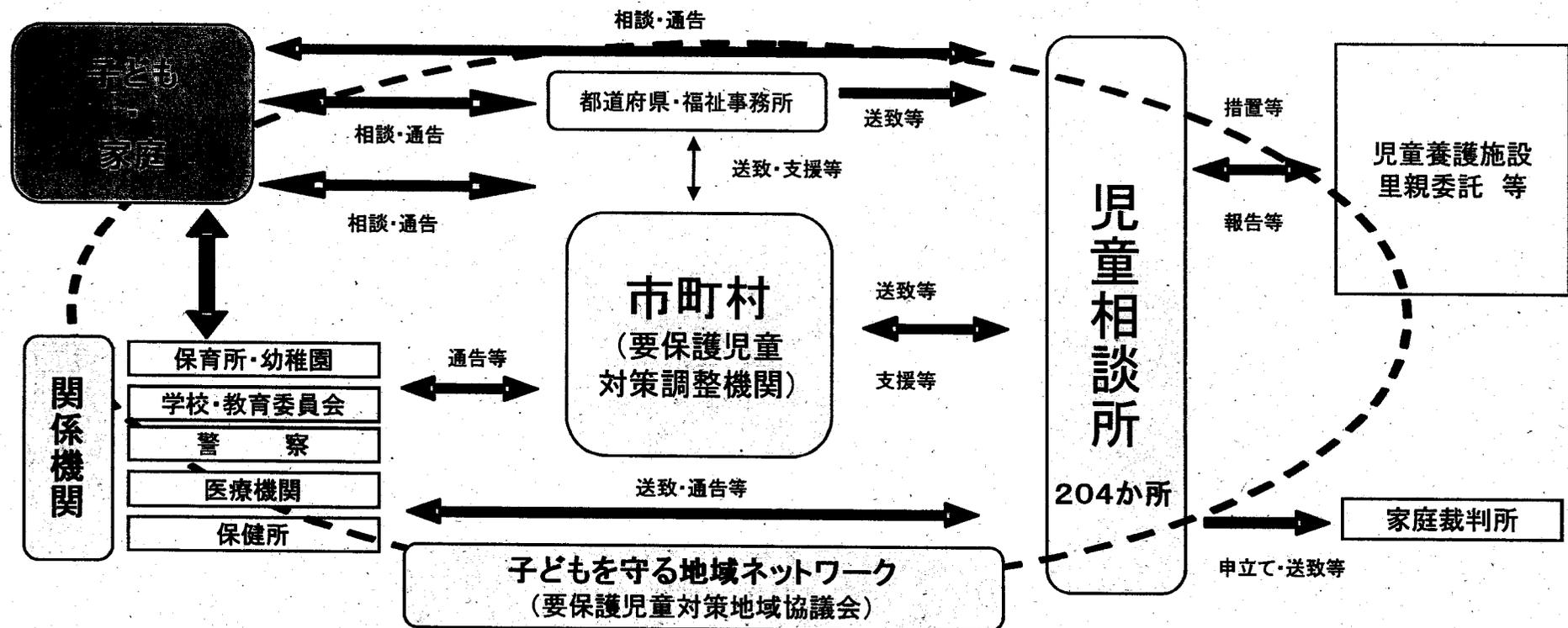
(各都道府縣市へのアンケート結果より)

9. 市町村における要保護児童対策

○平成16年の児童福祉法改正で、市町村による相談や、「要保護児童対策地域協議会」が法定化され、虐待を受けた児童、非行児童などの要保護児童対策について、地域の関係機関が連携する体制が設けられた。

- ・児童福祉、保健医療、教育、警察、人権など関係機関の連携
- ・虐待を受けた児童や非行児童などの対策
- ・一時保護や施設入所等を要する場合は児童相談所へつなぐ

○平成20年の児童福祉法改正で、虐待予防に資する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等が法定化された。



10. 社会的養護の充実のための取り組み

社会的養護の体制については、虐待を受けた児童や発達障害のある児童の増加などを受けて、充実のための取組が進められてきた。

平成9年児福法改正から平成16年児福法改正の頃までの主な取組

①施設類型・機能の見直し

- ・養護施設、教護院、母子寮等の名称・機能の見直し、虚弱児施設を児童養護施設に類型統合(平成9年改正)
- ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の創設(平成9年改正)
- ・児童養護施設と乳児院の年齢弾力化(平成16年改正)
 - 〔・乳児院: 2歳未満の乳児院 → 必要な場合は幼児(小学校就学前)を含む
 - ・養護施設: 乳児を除く児童 → 必要な場合は乳児を含む
- ・アフターケアを位置付け(平成16年改正)

②地域化、小規模化の推進

- ・児童家庭支援センターの創設(平成9年改正)
- ・里親の最低基準制定、専門里親・親族里親創設(H14)
- ・地域小規模児童養護施設(H12)、小規模グループケア(H16)

③措置費による加算職員の配置

- ・心理療法担当職員(H11)→児童自立支援施設にまで拡大・常勤化(H16)
- ・家庭支援専門相談員(H11)→児童養護施設等のうち全施設に拡大・常勤化(H16)
- ・個別対応職員(H13)→児童養護施設等のうち全施設に拡大(H16)・常勤化(H20))

④施設基準の充実

- ・施設整備費の基準面積の引上げ(居室7.1㎡→9.0㎡、全体23.5㎡→25.9㎡、H12)
- ・最低基準の居室面積の引上げ(2.47㎡→3.3㎡、H10)

⑤行政体制

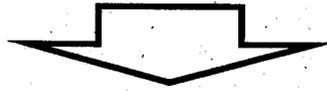
- ・市町村の役割の明確化(相談対応を明確化)、要保護児童対策地域協議会の法定化(平成16年改正)
- ・児相設置市の創設(平成16年改正)





平成20年児福法改正時からの主な取組

- 里親制度等の推進
 - ・里親制度の改正(養育里親制度、里親支援機関の創設等)
 - ・里親手当の倍額への引上げ
 - ・ファミリーホーム創設
- アフターケア事業の充実
 - ・児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)について20歳未満に対象拡大し、予算措置も増額
 - ・地域生活・自立支援事業(モデル事業)の実施(平成20年度～)→平成22年度から、退所児童等アフターケア事業
- 施設の質の向上
 - ・基幹的職員(スーパーバイザー)の養成・配置
 - ・被措置児童等虐待防止
- 計画的整備
 - ・次世代法の都道府県行動計画における社会的養護の提供体制の計画的整備 等
 - ・平成22年1月に、子ども・子育てビジョンにおいて、整備目標を設定



今後の取組

- 被虐待児や障害のある子どもの増加に対応した、社会的養護の質・量の拡充
 - より家庭的な養育環境を実現するための、施設の小規模化や里親委託の推進
 - 社会的養護の児童の自立支援策の推進 等
- ⇒当面の課題や将来像について、厚生労働省の検討委員会において検討

第1回 社会的養護における 「育ち」「育て」を考える研究発表会

テーマ：子どもの歩みをつなげる養育・支援
「育てノート」の作成

本研究会は、社会的養護関係者・関係団体が一堂に会し、社会的養護の下で暮らすすべての子どもの「育ち」「育て」について、種別を超えて検討する研究会です。

子どもの「育ちのみちすじ」を記録し、その歩みをつなげていくために本研究会で作成した「育てノート」を紹介するとともに、つながりのある「育ち」「育て」について考えるシンポジウムを開催します。

- 主催：社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会
- 日時：3月5日（土）13：00～17：30（受付12：00～）
- 会場：国立武蔵野学院 講堂（東川口駅徒歩20分）
- 参加者：社会的養護関係者など 約200名（申込み先着順）
- 参加費：無料
- プログラム

- | | | |
|--|---|---|
| 1. 研究会設置の趣旨説明 | 国立武蔵野学院長 | 相澤 仁 |
| 2. 「育てノート」作成についての説明 | | 事務局 |
| 3. 「育てノート」の紹介 | 小鳩乳児院施設長 | 山本 朝美 |
| 4. 「育てノート」のモデル実施の報告 | 里親 児童養護施設 母子生活支援施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 | 松山 清 八楽児童寮 倉明園 嵐山学園 誠明学園 |
| 5. シンポジウム 「育てノート」の活用について ～つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して～ シンポジスト | 日向ほっこ代表 八楽児童寮施設長 大阪府里親 山梨大学准教授 | 渡井 さゆり 太田 一平 渡邊 守 酒井 厚 影山 孝 芳賀 英友 村井 美紀 |
| コメンテーター | 東京都児童相談センター課長 同仁会児童家庭支援センター | |
| 司会 | 東京国際大学准教授 | |

- 参加申込み：ご希望の方は、氏名・所属・連絡先をEメールにて下記事務局宛にお申込み下さい。（詳しくは国立武蔵野学院ホームページに掲載）

事務局：国立武蔵野学院・調査課 河尻 恵
E-mail: sodachisodate@musashino.go.jp
さいたま市緑区大門1030 国立武蔵野学院
TEL：048-878-1260 FAX：048-878-1244

- ※ 児童福祉施設（児童自立支援施設）内での開催のため、児童の生活を守る上で、次の点にご留意下さい。
 - ・車での来院はご遠慮下さい。
 - ・会場以外の敷地内への立ち入り及び写真撮影はご遠慮下さい。
 - ・院内での喫煙は禁じられています。

社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究会
～つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して～

国立武蔵野学院

1. 設置の趣旨

現在、社会的養護においては、施設や里親、児童相談所等各種別間の連携や意思統一が十分とは言えない状況にある。そのため、社会的養護の下で暮らす子どもに対し、必ずしも関係機関の連携・協働に基づいた最適の養育環境が与えられ、子どもがつながりのあるみちすじを主体的に歩むことができているとは言い難い状況がある。

これを踏まえ、社会的養護の下で暮らすすべての子どもの、つながりのある健やかな「育ち」「育て」を目指して、各関係団体が十分な協働・連携のもと、ケアの質の強化を図るための継続的な検討を実施していく場が必要であることから、社会的養護関係者からなる本研究会を国立機関である当学院に設置するものである。

2. 主催、開催

国立武蔵野学院

3. 委員等の構成（委員名簿参照）

(1) 社会的養護関係団体から派遣された者（各1名）

- | | |
|--------------------|-------------------|
| ① 全国児童養護施設協議会 | ⑦ 全国自立援助ホーム連絡協議会 |
| ② 全国乳児福祉協議会 | ⑧ 日本ファミリーホーム協議会 |
| ③ 全国母子生活支援施設協議会 | ⑨ 全国児童家庭支援センター協議会 |
| ④ 全国情緒障害児短期治療施設協議会 | ⑩ 全国児童相談所長会 |
| ⑤ 全国児童自立支援施設協議会 | ⑪ 社会的養護当事者（日向ぼっこ） |
| ⑥ 全国里親会 | |

(2) 学識者（5名程度）

(3) オブザーバー（厚生労働省）

(4) 事務局（国立武蔵野学院）

4. 検討内容

社会的養護の下で生活するすべての子どもの養育に共通する理解・認識を深め、つながりのある主体的な子どもの健やかな歩みを保障するため、各種別に共通する養育面の課題を検討し、その課題を踏まえ、毎年度テーマを掲げて具体的な養育・支援のあり方について研究する。

【平成22年度テーマ】

「子どもの歩みをつなげる養育・支援について ～育てノートの作成～」

5. 開催日程

平成22年度以降、年2～3回の全体会議を開催し、その後必要に応じて小委員会毎に検討・作業を行い、毎年度末までに検討した内容について発表する機会（発表会など）を設ける。

(別紙)

委員名簿

| 団体（機関）名 | 所属 | 氏名 |
|--|----------------------------------|----------------------|
| 全国児童養護施設協議会 | 八楽児童寮施設長 | 太田 一平 |
| 全国乳児福祉協議会 | 小鳩乳児院施設長 | 山本 朝美 |
| 全国母子生活支援施設協議会 | 仙台市社会事業協会事務局長 | 菅田 賢治 |
| 全国情緒障害児短期治療施設協議会 | 嵐山学園副園長 | 福田 孝 |
| 全国児童自立支援施設協議会 | 東京都立誠明学園生活係長 | 山澄 正康 |
| 全国里親会 | 大阪府里親（IFCO 理事） | 渡邊 守 |
| 全国自立援助ホーム連絡協議会 | 憩いの家 | 三好 洋子 |
| 日本ファミリーホーム協議会 | 陽気ぐらしの家 わかさ | 若狭 一廣 |
| 全国児童家庭支援センター協議会 | 同仁会児童家庭センター SW | 芳賀 英友 |
| 全国児童相談所長会 | 東京都児童相談センター課長 | 影山 孝 |
| 社会的養護当事者団体 | 日向ぼっこ代表 | 渡井さゆり |
| 東京国際大学 | 人間社会学部准教授 | ※村井 美紀 |
| 日本社会事業大学 | 専門職大学院准教授 | 宮島 清 |
| 関東学院大学 | 文学部准教授 | 澁谷 昌史 |
| 山梨大学 | 教育人間科学部准教授 | 酒井 厚 |
| 埼玉県立小児医療センター | 精神科医長 | 星野 崇啓 |
| [オブザーバー] 厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 | 家庭福祉課 児童福祉専門官 | 森泉摩州子 |
| [主催者事務局] 国立武蔵野学院（国立武蔵野学院附 属児童自立支援専門員養成所） | 院長（養成所長） 調査課長（養成所副所長） 調整係長 | 相澤 仁 奥山 隆 河尻 恵 |

※は委員長